

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第4号 「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告について御説明いたします。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき市町村が策定する計画であり、計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年であります。

本年度が計画期間の中間年度であり、内閣府子ども・子育て本部より示された手引に基づき、その内容を見直したことから改正したものであります。

添付資料の新旧対照表を御覧願います。

1 ページ目、第2章子ども・子育てを取り巻く環境、6、人口推計、（2）児童人口の推計であります。令和2年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度以降につきましてはこれら実績値を参考に推計した値に改めております。

2 ページ目を御覧願います。

第5章重点項目、子ども・子育て支援事業計画、1、教育・保育提供区域、（2）教育・保育提供区域の設定であります。国の制度改正により、必要記載項目であります施設等利用給付を追記したものであります。

3 ページを御覧願います。

（3）幼稚園の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保についてであります。量の見込みについて、実績値が10%以上の乖離がある場合は、修正の対象となります。中段の表は3歳から5歳までの教育ニーズである1号認定であり、令和5年度以降の数値を改めております。また、事業実施に対する考え方については、町内の幼保認定こども園の配置状況を改めております。

4 ページを御覧願います。

上段の表は、ゼロ歳の保育ニーズである3号認定であり、令和5年度以降の数値を改めております。また、事業実施に対する考え方については、町内の施設等の新改築等実態に合わせた改正を行っております。

5ページを御覧願います。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制についてであります。国の制度改正により、幼稚園及び認定こども園で実施する預かり保育における保護者負担分に対する補助事業について追記してございます。

6ページを御覧願います。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制のうち、⑩放課後児童健全育成事業につきましては、事業所の変更に伴い、確保の方策の令和5年度以降の数値を改めております。また、⑭子育てのための施設等利用給付事業につきましては、国の制度改正により、追記記載し、その事業内容を明文化したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第2 報告第5号 「第2期大槌町観光ビジョン」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第5号「第2期大槌町観光ビジョン」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 報告第5号「第2期大槌町観光ビジョン」策定に係る報告について御説明申し上げます。

本ビジョンにつきましては、平成30年度に観光施策の柱となる「大槌町観光ビジョン」を策定いたしました。が、計画期間が令和4年度末となっていることから、改めて当町の目指すべき観光施策の方向性を再確認し、町民、関係団体、事業者等と連携した観光振興を推し進めることを目的とし、「第2期大槌町観光ビジョン」を策定するものでございます。

町内の観光に関わる町内関係者の代表で構成される大槌町観光ビジョン策定委員会を設置し、御意見を伺い取りまとめたものでございます。

観光ビジョン策定に当たっては、第1期計画における取組内容を検証・評価し、これ

まで重点プロジェクトとして取り組んできた4つの柱、「海」「食」「郷土芸能・文化」「景観」を踏襲しつつ、第1期計画期間内に実施された新しい施策をさらにブラッシュアップすることとさせていただきます。

それでは、大槌町観光ビジョンの6ページを、本編の6ページをお開き願います。

まずは、大槌町観光ビジョン策定の目的でございますが、東日本大震災からの復興、新型コロナウイルス感染症などの経済活動の低迷など、観光産業を取り巻く状況を捉えながら、大槌町の観光が目指すべき方向性を再検討し、町民、関係団体、事業者等の連携による観光まちづくりの指針を定め、効果的に観光復興を推し進めることを目的とさせていただきます。

また、ビジョンの期間につきましては、2023年度、令和5年度から2027年度、令和9年度までの5年間とさせていただきます。

続きまして、7ページから8ページにかけては、観光ビジョンの策定プロセスと策定委員会のメンバーについて記載させていただきます。

続きまして、11ページから16ページにかけては、国内、県、町の観光動向などを記載させていただきます。

17ページから20ページまでは、第1期計画期間の取組状況と評価について、21ページから22ページまでは、策定委員の皆様からの第1期計画期間の御意見、第2期計画期間に期待する御意見等を記載させていただきます。

それでは、概要版を使って第2期計画を御説明いたします。お手元のA3の概要版を御覧ください。

向かって左側の将来の目指す姿、基本理念、4つの重点プロジェクトなどは、第1期を踏襲しておりますので変更はございません。

下段の目標値、2027年度観光客入込数を13万人とさせていただきます。これは、コロナ感染症が拡大する前の2019年では約11万人のお客様に御来町いただいております、浪板海水浴場の再開などを要因として、観光客の増加を目指すものでございます。

向かって右側を御覧ください。

4つの重点プロジェクトの新たな取組について抜粋して御説明いたします。

重点プロジェクトの1「海」では、藻場再生の体験ダイビングや、体験型のアクティビティの開発、地引き網体験など、海を活用し体験できる魅力を発信してまいります。

重点プロジェクトの2「食」では、ジビエや岩手大槌サーモン・桃畑サーモンなど、

大槌の食材の商品化や、飲食・宿泊事業者との連携による大槌のおいしさの魅力を発信してまいります。

重点プロジェクトの3「伝統芸能・文化」では、かがり火の舞などの町内外での公演、歴史・史跡を活用した観光コンテンツの検討、アニメーションによるメディアミックス地域おこしを推進し、大槌の楽しみを魅力発信してまいります。

重点プロジェクトの4「景観」では、おおつちチャリクエなど、町内周遊コンテンツにより大槌町に触れる魅力を発信してまいります。

また、下段では、これらの4つの重点プロジェクトを推し進めるための受入体制に、大槌ならではの魅力を効果的に伝えるため、プロモーション戦略を推進し、誘客拡大を図るため、大槌町の観光PRの推進と誘客の促進を取り組み、地域資源を磨き上げ、受入環境を整備し、魅力ある観光まちづくりを推進するため、来訪者の受入整備と「おおつちファン」の拡大に取り組むことを掲げてございます。

このビジョンの推進につきましては、国や県との連携はもちろんのこと、商工会、漁協、農協、飲食宿泊事業者、観光交流協会など、町内の関係者としっかりと連携を推進し、オール大槌の体制で観光振興に取り組んでまいります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 概要版、冊子とも拝見いたしましたけれども、1点気がついた部分がございますお尋ねしたいと思います。

新型コロナの水際対策が昨年秋大きく緩和されたことを受けて、インバウンドの需要に本格回復の兆しがあるわけでございます。本観光ビジョンでは、受入環境整備のところで、唯一国内外を問わずに来訪者のニーズが多様する中という表現をしておりますけれども、国内外を問わずに来訪者のニーズ、インバウンド促進のための取組についての記述が一切ないということでございます。「おおつちファン」をもう一度その大槌に入れるという表現はあるにしろ、このインバウンドに関しての表現がない。これに関して、この辺のお考えはどのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

確かにこの5月から台湾便が再就航いたします。そういった形でも、今後、外国からのインバウンドのお客様を迎え入れる体制は整備してまいりたいというふうに考えてご

ざいます。

現在、手元に持ってきてごさいませんが、大槌町の観光パンフレット、実は日本語、英語、繁体字、繁体字というのはいわゆる台湾語ですね、台湾語の同じものの観光パンフレットを作成してごさいます。それから、今後、英語に関してはかなり話せる方も町内にはいらっしゃるんですが、そういった形で県内のそういった台湾のつながりのある方ともこれから交流しながら受入体制整備は図ってまいりたいというふうに考えてごさいます。

まずは、町内の事業者の皆様と、そのインバウンドに関するこれからの情報交換等も含めて、受入体制については整備してまいりたいというふうに考えてごさいます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 具体的なところを今課長がおっしゃってございましたけれども、まさにその部分だと思うんですね。例えば郷土芸能などを一つの観光コンテンツというふうに考えたときに、いかに外国人向けにPRして迎え入れるかということだと思うんですね。

その辺に関しては、主な取組例の人材育成、ここの部分に関わってくると思うんですけども、これはさらっと流すべきところではないんじゃないかなと私感じております。この文化の発信に特化したガイドの育成であったり、また、外国人向けのウェブサイトを充実させるとか、この予算をかけるべくところというのは熟考すべき部分ではないかなというふうに考えております。

この辺の考え方として、改めて町の考えはどのような考えを持っておられるのかお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、今、観光庁のほうは実はコロナ後の観光需要、インバウンド対策の事業費を結構補助事業として打ち出してごさいます。

当町としても、なるべくそういった補助事業等も活用しながら、町内の皆さんで受け入れる体制を、それは国内旅行者、国外からの旅行者も含めて、そういった体制を図ってまいりたいというふうに考えてごさいます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうですね、まさにそのとおりだと思うんです。

町の観光活性化に係る経済効果などを考えたときに、やはりインバウンド観光推進というのは外せない部分だと思うんですね。とはいえ、一朝一夕でなし得ることではないので、官民一体となってやはり早急に取り組むべくことだと思います。

この観光ビジョン、毎年恐らく見直しするんでしょから、次回はずひこのインバウンドに関わる部分を観光施策として盛り込んでいただきたいというふうに思っております。何か御意見あれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

町内では、このコロナを契機に飲食部会、それから宿泊事業者部会、それから郷土芸能団体保存連合会の皆様とも部会を通して、今、連携して情報交換等してございます。そういった中では、今後、コロナ後のやっぱり観光振興施策を町内一体となって、オール大槌となって取り組んでまいりたいと、そういった情報交換も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 当町にはいろんな場所に様々な歴史、遺跡等があり、これを観光にすごく使えるんじゃないかなというのを岡本課長もよく御存じだと思いますけれども、金澤地域の砂金取りツアーとかそういうこともありました。それから、小槌地区には製鉄跡等あります。それで、かつて大槌中学校ではたたら製鉄の体験なんかもやった経緯がありますので、体験学習としていろんな歴史的遺跡を活用しながら、そして、奥地のほうというか、沿岸から奥のほうまでの観光というのを考えることによって、1日では帰れない、そういう観光地になるのではないかなと思います。

その辺をやっぱり教育委員会も含めて、一緒にこのまちのいろんな歴史、このまちをつくった財産がまだ残っている部分を掘り起こしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、関係部署と連携して、まずは教育委員会サイドがそういった情報の整理、歴史資源、歴史遺産、資産の整理をして、私ども産業振興がそれを出口として、観光としてPRしていくと。ツアーとか町内周遊を図っていくという形にしていきたいと思っております。

それにつきましても、やはり地区、地域、町内の皆様の御協力が必要でございます。
阿部議員からのこれからの御協力もひとつお願いしながら、町内のオール大槌となった
観光振興施策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長、砂金についてのやつ、一言を何かちょこっと。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

ちょっと何年か前ですけれども、その砂金ツアーというのを実施したというところで、私もちょっと申込みしようと思ったんですけれども、ちょっと定員がいっぱいになってすごい人気だったということを伺っております。

ですので、実際に今、もう閉山、閉口してから何年もたっていますけれども、そういった部分にも光を当てるように、こちらのほうでもちょっといろんな資源あると思うんですけれども、その洗い出しというのを進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 観光客が例えば来た場合に、各部分部分を見せるだけではなくて、やっぱり歴史とか文化とかいろいろまぜ込んで大槌の物語をつくって案内していきけるようなことも考えたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 御意見ありがとうございます。

そういった形も含めまして、町内の方々からこれからも御意見等を踏まえながら、それから、今年度、令和5年度につきましては、ジオパークの再認定等もございます。ジオサイトの公式なガイドもございます。そういった部分も含めまして、歴史や文化、町内の魅力を全面的に、ただガイドだけがやはり伝えるのではなくて、私たち町民もその来訪者の皆様にガイドとして、一ガイドとして大槌町の魅力を伝えるようなことができるように、町としても町民の皆様にも観光PRの在り方について、これから周知を図ってまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） そして、ぜひ必ず泊まっていただく、宿泊していただけるようなことも考えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

日程第3、議案第4号から日程第20、議案第21号までの採決は、電子採決システムにより行います。

○

日程第3 議案第4号 大槌町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第4号大槌町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第4号大槌町個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

次ページを御覧願います。

第1条は、条例制定の趣旨であり、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条第1項は、実施機関の定義。

第2項では、本条例で使用する用語の定義を定めております。

第3条は手数料についてであり、開示請求を行い交付を受ける者に別に定める規則により実費を負担していただくことを定めております。

第4条は、審査会への諮問。

第5条は、委任について定めております。

附則第1条は、施行期日を定めており、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、現行の大槌町個人情報保護条例廃止について。

第3条は、経過措置を定めております。

第4条は、旧条例が廃止する前の違反行為に係る規定であります。

3ページ、第5条、第6条、第7条は、個人情報保護法の改正及び本条例の制定に伴い影響を受ける条例において、引用する箇所について、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、この条例は、デジタル社会の進展に伴って個人情報が利用が著しく拡大することから制定され

ると、そのように私は思っているんですが、大槌町の役場の中でこの条例を改定とか制定するに当たって、多分条例審査会とかそういう組織をつくって審査した結果、成案を得ているとか、そういう仕組みづくりはどうなんでしょうか。1点お尋ねします。

○議長（小松則明君） 少々お待ちください。

白澤良一君、もう一度詳しく。

○2番（白澤良一君） 例えば、規則条例、これをつくるには本当に町としての憲法をつくると、そういう位置づけだと思います。ですから、それに当たって役場の中で条例審査会とかというそういう組織をつくって、それでもんで、成案を得て、議会に説明しているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） すみません。大変申し訳ございません。

新規条例の制定に当たっては、業者のほうに委託して、内容の審査、それから精査等をしていただいた上で、議会のほうに提案させていただいているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、プロの審査機関をお願いしてということですけども、やっぱりそうであっても、一応役場の中できっちりと審査をするチェック機関があって私はしかるべきだと思っています。

例えば、専門の行政とかそういうところからお願いして得たやつをそのまま提案するんじゃないかと、やっぱりその大槌町らしさ、そこに魂を入れてほしいな、そのように思っています。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 確か震災前ですか、震災前とか庁内でそういった条例の審査会等を任意で組織して検討した時期等もございました。

震災後に当たっては、その辺は休止状態というような状況でもございますので、その辺につきましては今後の課題というふうな認識でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ検討して、よろしくお願いします。

それから、個人情報漏えい防止システムの日常的な町の内部的な監督、監視、そういうシステムも別途必要だと思いますが、この点についての考え方をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 良一議員、少し早口になったのでちょこっと。

○2番（白澤良一君） 了解しました。

この条例をつくってそれで終わりじゃなくて、これを運営、運用するのは役場、役所の職員の方だと思います。その役所の方がきっちりとこの条例の内部的な監督、監視システムを、やっぱりつくるべきだと思います。条例をつくっただけでそれで終わりじゃなくて、運用するのは役場の職員が中心ですので、そこの中で漏えい防止等々のチェックが必要だと思いますけれども、システムも別途必要だと思うところを御質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 少々お待ちください。

副町長。

○副町長（北田竹美君） 個人情報の漏えいに関しては、文書で漏えいされるもの、大きく言ってます。それから、様々なコンピューターシステムを使っていますので、この情報の漏えい等々、様々あると思います。

これをどのように確実に規制していくかと、確実なものにしていくかということについては、究極的には職員に対する徹底した個人情報を漏えいさせてはならないという育成、教育をすることがまず第一だと思います。

しかしながら、人間のやることでありますので、どこでどういう情報が流れていくかということは分からない部分もあります。特に、様々なシステムのデータをサーバー上で扱っておりますので、この情報が外に漏れていく例が近隣にもあったことは御存じだと思いますが、これはひとえにそのシステム上でそれをどのように防止していくか、このつくり方をきちっと今までの考え方でない方法でやっていかなければならないと思っています。

そういう意味で、次年度の町長の施政方針にもあったとおり、自治体DXの標準化なり強化ということも話をしておりますが、この中で今、町が使っているシステム、この国が提供しているシステム、このシステム以外に大槌町に様々な細々としたコンピューターを使ったシステムがありますので、その辺にもきちっと手を入れて情報が戸外に漏れない、個人情報をきちっと個人情報であるという育成をしつつも管理していくということが大事だという意識で進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 白澤議員、今の答弁でよろしいですか。もう一度よろしいです。

○2番（白澤良一君） よろしいでしょうか。ありがとうございます。

私、システムづくりが重要だという意見を出しているんですけども、今の副町長さんがおっしゃったのは、私も重々知っています。その中でも、トラブルがいっぱいあるので、やっぱり役場の中でのチェック体制、それが重要だということをちょっと要望しているわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） やはりこういった法令、それから条例で定められている取扱いの決まりがございます。そういったところのルールですね、ルールについては、職員各位でルールを守って運用していくような、そういったマニュアルであったりだとか、あとは周知であったりだとか、そういったところをしっかりと、情報が不正に漏えいされることがないような運用の仕方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） すみません、確認でお尋ねをいたします。

ページでいくと3ページ、6条のところの第41条で、令和5年大槌町条例、これは第何号になるのか。それから、同じく7条のところの4ページでも同じように、大槌町の条例第何号になるのか、お尋ねをいたします。数字が入っていなかったの、何号になるのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この部分については、本条例を制定することによって、影響を受けるその条例の部分で必要な部分の所要な改正をするということになります。

なので、この部分については、この条例を定めることによって個人情報保護条例は適用されなくなりますよと、新しいものに改正されるというところ、条例が新しく入れ替わるところを改正していることをいっているものになります。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） すみません、大変申し訳ございません。

議決を受けてからの条例番号が入ってくるということになりますので、空欄になっているということです。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっとよく分かりませんが、普通は数字を入れて、それ

を賛成、反対となるかなと思いましたがけれども。

まず、それで9条について、秘密保持義務ということで、ここの中で平成17年と改正前は。そして、改正後は平成15年ということで遡っているような感じを受けますけれども、この辺の戻ってそっちまで遡及してこういうふうにするということなんですか。その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 俊作議員、もう少し優しく。回数には数えませんが、どうぞ。

○8番（阿部俊作君） まず、この9条の秘密保持義務ということを読んでみてください。下線の部分ありますよね。この個人情報の保護に関する法律、平成15年法律第57号の規定を遵守しと、改正後はこうなっていますけれども、改正前は、平成17年となっております。

それで、遡ることになるのかなと思ってお尋ねしているわけです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 失礼しました。

改正前のほうにあるのは、個人情報保護条例で町条例に制定された年で、右側の改正後のほうにあるのは、個人情報の保護に関する法律ということで国が制定した法律で、法律を制定した年が記載されているということになりますので、年が違うということになります。

○議長（小松則明君） いいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第4号大槌町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第5号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) 議案第5号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを御説明いたします。

本条例は、督促手数料を廃止する改正でございます。

これまで、督促状1通につき100円を徴収しておりました督促手数料を廃止するため、徴収の規定をしております各条例の所要の整備を行うものでございます。

新旧対照表をお開き願います。

第1条は、大槌町町税条例の一部改正であります。

第2条第2号中の督促手数料を削り、第22条を削除し、第22条削除と改めるものです。

1ページ中段の第2条は、大槌町介護保険条例の一部改正であります。

第6条を削除し、第6条削除と改めるものです。

1ページ下段から2ページ上段までは、第3条は、大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

第5条第1項及び第2項を削除し、第5条削除と改めるものです。

2ページ中段の第4条は、大槌町上下水道事業給水条例の一部改正であります。

第36条第3項を削除するものです。

同じく2ページ中段の第5条は、大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部改正であります。

第31条中の督促手数料及びびを削るものです。

2ページ下段の附則については、第1条は施行期日。

第2条は、この条例の施行日前の督促手数料についての経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第5号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第6号 大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第6号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第6号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

今回の改正は、条文中の字句の誤り箇所を訂正するものでございます。

訂正箇所は、下線部分となります。

附則により、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第6号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第7号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第7号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第7号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

今般の改正は、出産育児一時金の総額を現行の42万円から50万円へ引き上げることを目的に、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、大槌町国民健康保険条例について所要の改正を行おうとするものでござい

す。

次ページの新旧対照表をお開きください。

具体的には、条例第5条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を当該引用法令に合わせ、令和5年4月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため、経過措置を定めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 出産育児一時金、少し関連して伺いたいですけれども、万が一、死産あるいは流産となった場合、妊娠第18週以上であればこの一時金も支給になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 少々お待ちください。

町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 適用になります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今の御答弁聞いて安心しました。

ただ、当町のホームページを見ると、その辺の明記がないんですね。全国の自治体のその部分を見ると、やはりホームページでもしっかりと周知しているという部分がありますので、ぜひ今後ホームページを改定してその部分も、死産あるいは流産の場合も妊娠第18週以上であれば支給できると、その辺を明記していただきたいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 御指摘のとおり整備させていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第7号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第8号 大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第8号大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第8号大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法等の一部が改正されることから、大槌町子ども・子育て会議設置条例について所要の改正をしようとするものであります。

資料の新旧対照表を御覧願います。

第1条、設置についてであります。子ども・子育て支援法の構成変更に伴い、引用する規定の整備を行うものであります。

なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第8号大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第9号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第9号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第9号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の主な改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法等の一部が改正されることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

次の新旧対照表を御覧願います。

1 ページからの第4条から、3 ページ第13条の本文中の法第19条の各号については、子ども・子育て支援法の構成変更に伴い、引用する規定の整備を行うものであります。

3 ページ下段を御覧願います。

第15条につきましては、学校教育法において、項の新設に伴い改めるものであります。

4 ページを御覧願います。

第20条、本文中の法第19条第1項第1号については、本文中の引用する規定の整備を行うものであります。

第26条につきましては、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に伴い、本条例に引用している児童福祉法の一部が改正されましたことから、懲戒権に係る規定の削除を行うものであります。

第35条から、10ページ下段第52条第3項については、本文中の引用する規定の整備を行うものであります。

なお、附則につきましては、施行期日を規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第9号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい

てを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第10号 大槌町家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第10号大槌町家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第10号大槌町家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等及び民法等の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

次の新旧対照表を御覧願います。

1 ページ上段の第6条中に引用する規定、第7条の3第2項を追加し、下段の第7条については、第7条の2を追加し、事業者に対し安全計画の策定等の義務化やバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の新設を行うものであります。

3 ページ上段の第10条については、ほかの社会福祉施設を併せて設置するときにおける設備、人員基準の緩和について規定し、第13条については、親権者の懲戒権に係る規定の削除を行うものであります。

第14条については、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化したものであります。

なお、附則において、施行期日と自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置について規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号大槌町家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第11号 大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第11号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第11号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本条
例について所要の改正を行うものであります。

次の新旧対照表を御覧願います。

1 ページ、第6条は、事業者に対し利用者の安全を確保するための安全計画の策定等
の義務化や、バスによる送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の新設を行うもの
であります。

2 ページを御覧願います。

上段の第12条については、業務継続計画の策定について努力義務化を追加するもので
あります。

第13条については、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化した
ものであります。

なお、附則において、施行期日と安全計画の策定等に係る経過措置について規定して
おります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第12号 吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第12号吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 議案第12号吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

改正前、「吉里吉里地区体育館に関する条例」は、改正後、「大槌町地区体育館に関する条例」に改正するものです。

第1条の目的では、改正前、「吉里吉里地区体育館（以下「体育館」という。）」は、改正後、「大槌町地区体育館（以下「体育館等」という。）」に、第2条、設置、第3条、管理、第4条、使用許可及び第7条、委任では、改正前、「体育館」は、改正後、「体育館等」に改正するものです。

第2条表中、改正前、「名称、吉里吉里地区体育館、位置、大槌町吉里吉里1丁目1番1号」に、改正後、「名称、金沢地区体育館、位置、大槌町金沢第29地割19番地、及び名称、多目的広場、位置、大槌町金沢第29地割19番地旧金沢小学校校庭」を追加するものです。

第5条、使用料では、改正後、「第2項、多目的広場は無料とする」を追加するものです。

裏面を御覧ください。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第12号吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第13号工事請負契約の締結については、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時02分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

日程第12、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 議案第13号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1、契約の目的、準用河川大ケロ川河川改修工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組、代表取締役小松康朗です。

今回の議決事項は、変更契約でございます。変更前の契約金額1億2,221万円を5,686万5,600円増額して、1億7,907万5,600円にする変更契約でございます。

次のページの資料をお開きください。

仮契約日は、令和5年2月24日です。

変更理由は、安全に施工を行うため、土留め工の追加及び現場状況に応じた工種の追加に伴う金額の増額でございます。

位置図、平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今回のこの変更なんですけれども、金額が大変大きい。これを工事始める前に、調査設計、これを委託してやったはずだと思うんですけれども、その時点ではこの内容について、現場についてどの程度精査されて設計されたのか、その辺が大変疑問に思うわけです。

当然、委託された方と、それから、役場の当然技師もいるはずなんですけど、この辺を見落としていたということなんですか。

○副議長（芳賀 潤君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 当初の設計に不備がなかったのかといった御質問にお答えいたします。

まず、設計段階で、今回では見えなかった土砂が崩落、崩れてしまったというところがございます。ですので、設計段階では、工事に着手しなければ分からなかった実態でしたので、その崩落に対応するための今回追加の土留め工といった形になります。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） また改めて質問しますけれども、真っ平なところであればボーリングなり調査すれば分かる。ただ、片側が山の斜面ということで見づらかったのかなというところはあると思うんですが、当然的にその予想はされていたのではないのかなというふうに、私は思うわけです。

ましてや金額が大きいので、もうちょっとこれから様々な工事、当然変更あるのは分かります。ただ、これだけ金額が大きくなると、あれって思ってしまう部分が大いというところがあるので、やっぱり調査設計には慎重に設計していただきたいなというのがありますので、これから当然委託する際には、きちっとその辺も含めてその委託されるコンサルなり、そういうところと話をしながら設計していただきたいと。

当然、一応工事は令和5年3月31日になっているわけなんですけれども、このことによって工期が延びるということでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） まず、設計段階での精査といったところがございます。

そちらにつきましても、今後しっかり設計の段階で予測できるかできないかは別とし

て、できるだけ精度を高めるように努めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つの工事の期間でございますけれども、まず今回の工事の予算は繰越明許費で行っております、また、現時点では3月31日までといった形になっておりまして、避けがたい事由が発生した場合には、事故繰越ということも考えられるかなというふうに考えております。

いずれ完成に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まず、安全に工事をするための増額ですので、金額は今、東梅守議員が言いましたが、かなり大きい変更だったなということで、私も何なのでしょうかと思いました。

これを見ますと、令和3年の当初予算で大ケロ川の改修事業債がもう計上されて通っていますよね。限度額2億2,000万円ということで、今回5,600万円増額になっても起債の部分に関しては、まず間に合うということで、新たな財源を提案しなくてもいいということで見えています。

そこで、まず、この2億2,000万円の詳細の計画的な数字は、工事費が1億8,000万円で、用地買収並びに立木補償がそれぞれ180万円、330万円ということです。

測量設計が3,450万円。これ2億2,000万円の起債を考えると、まず見えていますよね。3,400万円も、実際どの程度かかったか分かりませんが、そのぐらいかけてもこの土の中のことは分からなかったというのは、かかるお金とその調査結果というのが、少し我々では納得できないんですが、その部分を教えてください。

○副議長（芳賀 潤君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 今回の増額したところでございますけれども、今回、掘削、河道を掘っているときに山側のほうですね、かなり地盤が緩いというか、やわらかい状態というのがそのとき判明いたしまして、それでその増額分には崩れるおそれが道路側にもあるというふうに考えられることから、その道路のほうの埋設管とかそういったものを崩れないように、今回土留めをするものになります。

ですので、戻りますけれども、最初に設計した段階では、1か所ボーリング調査したところはあるんですけれども、そこではなかなかそこまで把握することが困難であったといったところでありまして、実際その掘ったところで弱いということが判明して、その結構距離も影響があるということが判明したので、今回改めて追加したといった

ものになります。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） その工事を始めたら思ったほか地盤が悪かったというところで、土留めをしなければいけない、それは分かります。

ただ、私が言いたいのは、じゃあ聞きますが、この2億2,000万円の限度額の中の3,450万円が測量設計になっていますが、実際、どの程度、この部分がかかっているのでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 予算の中で3,450万円とってあるけれども、これを設計するに当たりどの程度その中でかけてきたのか、まだ余力があるのか、今後かけるのか、3,400万円には見合っていないんじゃないかという聞き方をしているんですよ。

ですよね。

○9番（東梅康悦君） はい。

○副議長（芳賀 潤君） 少しお待ちください。

暫時休憩します。

休 憩

午前11時12分

○

再 開

午前11時17分

○副議長（芳賀 潤君） 再開します。

地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 大変申し訳ございませんでした。

測量設計の委託では1,630万2,000円の契約でございました。

やはり設計の成果品を受ける際に、ボーリング調査の内容等についても確認したんですけども、そういった状況も見られなかった、報告もなかったので、やはり工事に着手して初めて分かった今回事案であるといったところでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

事前にちょっと連絡しておけばよかったんでしょうけれども。

それで、当初の予定よりも、実際かかるお金が半分程度ということですよ。だからって設計屋さんにも手を抜いた仕事をしたわけではないと、まずしっかりやったんですけども、土の中だから分からなかったということで、分かりました。

そこで、まず最後になります。当初この2億2,000万円の事業債を起こすとき、工事としてまず1億8,040万円を見ていると。測量設計で3,450万円見ていると。これだけで比率をすると、設計委託料というところが19%ですよね。実際はもっと下がっているんです、実際。ただ、計画する上では19%の設計委託料です。

この規模の工事をするときの場所にもよるでしょうけれども、19%、約2割に近い設計委託料というのは、これはまず標準的な設計委託料の割合なんでしょうか。

私が業者さん等から聞いている話では、もう少し設計委託料というのが、もうちょっと安いのかなというイメージの中で聞いているんですが、実際、19%が起債を起こすときのまず割合というところで、そもそもその部分が少し高めに見ていたのかなというところも感じるんですが、そんな部分どの程度が相場というか、教えていただきたいと思っています。

○副議長（芳賀 潤君） 技監。

○技監（那須 智君） 一般的に今回の起債を起こす段階ですけれども、起債を起こす段階では、今回のこの工事の事業については、全く何も資料がない状態で、単独費で一応流下能力だけは一応やった上で、ここの部分は流下能力がないということを単独費で調査した結果、この緊事債による河川改修ということになったわけです。

一般的には、それに対して何割の測量費あるかって、それは現場それぞれで全く違ってまして、今回の場合は、今言ったように、全く測量も何もない。したがって、河川台帳も何もないわけですから、下から20メートルピッチで全部測量取って、それからまず路線の中心線を取った上で、それからピッチを取って、横断を取っていく。

だから、測量の部分というのは、これまで普通通り、一般的にはある程度、何ていうかな、測量成果というのはどこかにあるんですけれども、今回は全くないので、全くそれを最初からやっていたと。

したがって、かなりその測量の部分での何ていうかな、費用が非常に積算上も上がっているというのが、今言ったように基準点から全て取らなきゃ駄目なのでそれもかかったというのが1点と。

それから、今言ったように、これは河川構造物なので、結構、今回ボックスカルバートがあるんですけれども、その構造的なもの、あるいはそういったものの計算とか、そういったもので非常にかかっているもので、今回は非常に多い。

ただ、あくまでも3,400万円というのは、概算額でして、あとはこの工事費において

も全くの概算額ですので、またその時点ではある程度の見込み、2億2,000万円という中では見込みの中で設定したというところでございます。

今回の3,400万円もそういった中では、積算上は大体そのぐらいになるだろうという中でやったもので、実際積算してそういう形になって入札した結果、1,600万円ぐらいというような状態であります。

○副議長（芳賀 潤君） よろしいですか。

ほかに。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 簡単なことだけれども、ちょっと平面図見たとき、山際も住宅際も分かるけれども、実際はこの赤線と緑の斜線の部分のどこからどこまでが新しいその5,600万円だか6,000万円近い金の動きがどこの部分なんだか、もう少し分かりやすくつくてから提出してください。

○副議長（芳賀 潤君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 大変申し訳ございません。

今回の追加する場所は、新大槌トンネルから林道城山2号線の間の249メートルが対象となっております。

○副議長（芳賀 潤君） よろしいですか。

進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時35分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時24分

○

再 開

午前11時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第13 議案第14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第14号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第14号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

今回の一部変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を、岩手県市町村総合事務組合から脱退させること。令和5年4月1日に、盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員、その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること、及び岩手県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

別表第1は、岩手県沿岸知的障害児施設組合の脱退及び盛岡広域環境組合の加入に伴い、構成団体について所要の改正をするものでございます。

別表第2は、共同処理する団体の記述欄に盛岡広域環境組合を加えるものでございます。

附則により、この規約は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第15号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第15号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて御説明申し上げます。

別紙の総合整備計画書を御覧ください。

岩手県大槌町徳並辺地、辺地の人口135人、面積21.7キロ平方メートル。

1、辺地の概要。辺地を構成する町または字の名称、大槌町徳並。

辺地の中心の位置、大槌町小鎚第8地割字徳並22番地。

辺地度点数、150点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。当該地域は山間を流れる小鎚川と種戸川に沿った山腹斜面に集落が形成されており、自然的条件は厳しく、火災発生時の地域住民の不安は大きい。老朽化が進んだ消防屯所を建て替え、火災発生時における迅速な初期消火の促進を図り、安定した消火活動の基盤を整備する必要があります。

3、公共的施設の整備計画。計画期間は令和5年度から令和6年度までの2年間。施設名は消防施設第4分団1部2部屯所整備であります。

事業主体は町。事業費は6,600万円。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第15号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたしました。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第16号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第16号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを御説明申し上げます。

1 ページの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書を御覧ください。

平成30年3月20日に、釜石市と大槌町との間で締結した、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

この協定書は別表に改めるものであります。

平成30年度に策定した釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンの計画期間が今年度で終了となることから、定住自立圏構想推進要綱の規定に基づき、後継となる第2期釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンを策定いたしました。

協定書の別表を第2期釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンの内容に改めるものであります。

別表を御覧ください。

1、生活機能の強化に係る政策分野では、医療、福祉、教育、産業振興、防災、その他についての取組について、1ページから3ページに記載しております。

(1) 医療では、地域保健医療体制の充実について。

(2) 福祉では、総合的な子育て支援、総合的な障がい者支援、介護認定審査会の共同運営。

(3) 教育では、公共施設の利用促進、高等教育機関との連携による教育環境の充実。

(4) 産業振興では、中小企業の育成等による産業振興、観光の促進。

(5) 防災では、防災訓練等による安全・安心の確保。

(6) その他として、消費生活センターの共同利用について、連携して取り組みます。

4ページをお願いいたします。

2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通、地域内外の住民との交流・移住促進の取組について記載しております。

(1) 地域公共交通では、鉄道運営支援。

(2) 地域内外の住民との交流・移住促進では、移住・定住の促進について連携して取り組めます。

3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成の取組について記載しております。

(1) 人材育成では、職員の人材育成について連携して取り組めます。

具体的な取組、事業等については、第2期釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンに掲載しております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 後で聞こうと思いましたが、ここの定住自立圏というやつで一部改正、これについて、この中にはいろいろな釜石の役割と大槌の役割、医療から福祉、そして教育、いろんな文言がありますけれども、私はこの中でせつかく国のほうで異次元の子育て支援のような話を出したり、いろんなことをやって取り組んでいくと、子供が少ないと、そういう中で、今この行政組合で話した中において、緊急自動車を使って子供を産むために大船渡まで運ぶと。そのとき2台ですよ、2台。結局、何ていうかな、通院しながら大船渡に行ったり来たりしてやっているために、駄目だったので電話かかるから2台で行く。子供も助けなきゃない、親も助けなきゃない、2台で行く。実際、吉浜だか陸前高田だか、ともかくそこで子供が車の中で生まれているわけです。消防署の人たちは気がかりだから、後で再度検討して聞いてみたら、いや大丈夫、生育していると。生育ということないけれども、成長していると。それで安心した話をしていました。

私は前から言っているように、国でもこういうことを掲げてきているが、この定住自立圏の中で、釜石・大槌の中で妊産婦の人たちが確かに通院するのにお金を出すとか、産後何日間泊めてどうでこうでという話がありますけれども、やっぱりそういうことを大事に思うなら、私は大したというわけでないけれども、釜石と大槌でアパート借りて置いたほうがいいと思う。そして、あと例えば3週間後に生まれるとか、例えばそういう時期になったとき、そこに入居してもらおうと。そして、直接大船渡から大船渡の病院

に行くとかって、そういう方法を取らないと、今、世間では、私もそうですけれども、70歳過ぎてきた人がどんどん事故を起こすと。70代、80代、90代はあれは別だとは思いますが、そうやって事故を起こして、団塊の世代が今どンドンどンドン我々もその中に入ってきているわけ。

そういったところで、いついかなる時、救急車が2台も3台も必要になるかも分からない。確かに妊産婦の人たちは大事だから、2台持ってくるのもいいけれども、やっぱりその辺は、ぜひ釜石と大槌で相談しながらそういう方向に持っていったほうが、例えばアパート代1か月5万円ならば、年間60万円、2つの市町で借りても2軒借りても120万円かそのくらいの金額になる。それで、妊産婦の人たちが保障されて、そこで生まれるのを迎えるとなれば、すごく安心した状態になると思いますけれども、その辺については、当局はどのようにお考えでしょうか。

この答弁は、健康福祉課もいいけれども、やっぱりこれは直接、釜石のタイアップしていくためには、（「分かりました」の声あり）企画財政とか町長さんのほうで答弁するのが適当だと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 妊産婦については、やはり県立釜石病院で出産ができないということで、様々に施策を打ち出してまいりました。その中では、ホテルを取って妊産婦の方々に入っていただくという方法もたしか計画の中に挙がっていたと思います。

しかしながら、今提案されたアパート含めて、やはり地元で、やはり釜石で、県立病院で出産をしたいという思いのほうが多くありますので、一方ではやはり県または岩手医大等々には要望を重ねながら医師の確保というのをまずやっていかなきゃなりませんが、なかなか難しい状況であることは十分承知をしています。

あらゆる面で、妊産婦の方々が安心して出産できるような、アパートも含めて釜石市の市長としっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 確かに県のほうで病院を統合して、病院がどンドンなくなって、妊産婦を見るその産婦人科のほうもなかなか仕事もきついそうなので、それで医者も少ないと。そして、行くところが、今度は大船渡だの宮古になってしまったと。

でも、やっぱり私たちは団塊の世代に入るからだけでも、やっぱりこれからの人たちが安心して子供を産み育てるとなれば、やっぱり救急車の中でお産はさせたくない。

昔から病気でないと言ったものの、医療だ。やっぱりその辺を考えれば、やっぱり前向きにその辺は推し進めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第16号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第17号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第17号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第17号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額1,872万1,000円の減は、個人町民税及び法人町民税の今年度実績見込みによる減であります。

2 項固定資産税、補正額1,720万円の増は、今年度実績見込みによる増であります。

3 項軽自動車税、補正額12万4,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

4 項町たばこ税、補正額2,316万8,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

3 款 1 項利子割交付金、補正額38万5,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

4 款 1 項配当割交付金、補正額99万1,000円の減は、今年度実績見込みによる減であ

ります。

7款1項地方消費税交付金、補正額7,618万2,000円の増は、今年度実績見込みによる増であります。

10款1項地方交付税、補正額3,268万9,000円の増は、普通地方交付税は再算定追加交付により8,055万6,000円の増、特別交付税は元気なふるさと応援センター集落支援員経費等の減により4,072万4,000円の減、震災復興特別交付税は復興交付金事業の精算等により714万3,000円の減であります。

13款使用料及び手数料2項手数料、補正額4万2,000円の減は、役場多目的会議室庁舎等使用料の今年度実績見込みによる減であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額8万円の増は、子どもための教育・保育交付金等の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金、被用者児童手当負担金の減、今年度交付実績見込みであります。

2項国庫補助金、補正額3,335万7,000円の減は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等の減であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額679万9,000円の増は、子どものための教育・保育給付費負担金等の増であります。

2項県補助金、補正額718万3,000円の減は、岩手子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金等の減であります。

3項委託金、補正額189万4,000円の減は、ナラ枯れ防除事業委託金の減であります。

16款財産収入2項財産売払収入、補正額985万5,000円の減は、防集宅地一般分譲の土地売払収入見込みによる減であります。

17款1項寄附金、補正額422万円の増は、大槌復興寄附金等の増であります。

2ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額5億5,576万3,000円の減は、基金を充当する事業の精算見込みによる各基金繰入金の減、及び前年度繰越金を財源とする振替処理による減であります。主なものは、財政調整基金繰入金2億2,453万7,000円の減、ふるさとづくり基金繰入金3億2,175万2,000円の減であります。

19款1項繰越金、補正額1億4,750万4,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入4項雑入、補正額237万7,000円の増は、岩手県沿岸知的障害児施設組合解

散に伴う剰余金を関係市町村へ配分される分担金精算返還金等の増であります。

21款 1項町債、補正額110万円の減は、防災行政無線整備事業債の減であります。

3ページをお願いいたします。

歳出。

1款 1項議会費、補正額100万円の減は、費用弁償の執行見込みであります。

2款総務費 1項総務管理費、補正額3,283万6,000円の減は、元気なふるさと応援センター設置運営事業委託料等の減であります。

2項徴税費、補正額48万円の減は、職員人件費であります。

3項戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ円。職員人件費の節間での調整であります。

7項地方創生費、補正額1,510万円の減は、メディアミクス地域おこし事業委託料等の減であります。

3款民生費 1項社会福祉費、補正額2,626万8,000円の減は、住民税非課税世帯に対する電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び臨時特別給付の減であります。

2項児童福祉費、補正額817万3,000円の増は、民間保育等運営事業費に係る施設型給付費等の増であります。

4款衛生費 1項保健衛生費、補正額1,399万5,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料等の減であります。

2項清掃費、補正額557万9,000円の増は、岩手沿岸南部広域環境組合負担金であります。

6款農林水産業費 1項農業費、補正額100万円の減は、美味しい大槌消費拡大事業補助金等の減であります。

2項林業費、補正額384万6,000円の減は、ナラ枯れ防除事業委託料等の減であります。

3項水産業費、補正額214万8,000円の増は、県営漁港施設機能強化事業負担金の増であります。

7款 1項商工費、補正額 3億480万円の減は、地場産業拡大支援補助金の交付見込みに伴う減であります。

8款土木費 1項土木管理費、補正額174万円の減は、職員人件費であります。

4項都市計画費、補正額27万円の減は、今年度の実績見込みに伴う下水道事業会計負担金等であります。

5項住宅費、補正額600万円の減は、戸建て災害公営住宅購入資金補助金の減であり

ます。

9 款 1 項消防費、補正額792万4,000円の減は、防災倉庫建築確認業務委託料等の減であります。

4 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,031万9,000円の減は、派遣指導主事給料負担金等の減であります。

2 項小学校費、補正額28万4,000円の減は、職員用タブレット購入費の減であります。

3 項中学校費、補正額126万5,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった、姉妹都市生徒間交流事業の減であります。

4 項義務教育学校費、補正額280万円の減は、スクールバス運行委託料等の減であります。

5 項社会教育費、補正額91万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった、吉里吉里大運動会50回記念事業補助金等の減であります。

6 項保健体育費、補正額139万3,000円の減は、歳入の給食費現年度徴収金実績見込みによる賄い材料費の減等であります。

12 款 1 項公債費、補正額590万3,000円の減は、町債元金及び利子償還金の実績に伴う減であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額 1 億273万1,000円の増は、復興交付金事業の精査に伴う復興交付金返還金であります。

2 項復興推進費、補正額1,121万8,000円の減は、防集宅地一般分譲の土地売払収入実績見込みによる財産処分に伴う返還金であります。

12 項復興支援費、補正額3,481万2,000円の減は、派遣職員人件費負担金等の減であります。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費。追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会運営事業725万2,000円。大槌町役場庁舎防水改修事業330万円。情報化推進事業660万円。大槌町遊び場検討事業457万5,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、子育て世帯包括支援センター事業800万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、岩手中山間いきいき暮らし活動支援事業225万円。農業緊急支援金事業500万円。

3 項水産業費、ウニ蓄養実証事業500万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、街路灯維持管理事業204万6,000円。道路橋梁維持管理費191万4,000円。

4 項都市計画費、都市公園維持管理費488万2,000円。

15 款復興費 1 項復興総務費、復興交付金返還金 1 億273万1,000円。

6 ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正。変更。

事項、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。期間は補正前と同様のため省略いたします。

タブレット端末フィルタリングソフト使用料、262万5,000円、288万9,000円。

7 ページをお願いいたします。

廃止。

大槌町立学校自動体外除細動器賃借事業については、大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約を締結することができる契約であることから、債務負担行為を廃止するものであります。

8 ページをお願いします。

第4表地方債補正。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

防災行政無線整備事業、210万円、100万円。

以上、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億6,553万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,009万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 13時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0 時 0 7 分

○

再 開

午後 1 時 2 0 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑に入ります。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費。追加。

進行いたします。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ここで町税総務管理費についてお聞きします。またかなと思うとは存じますがけれども。

この第三者委員会運営事業に対して725万2,000円の金額が載っております。今までも確かに何かあったときには町税からそういうのには支払ったというのは分かります。そして、規則どおりにやっているからこれは適正なんだって総務課長の言うのも御無理ごもつとも、それも分かります。

しかしながら、こうしているんなことが大槌町に津々浦々まで流れて、こういうことで七百万それがしの金を町税から、結局町民に対して使うお金をこれに支払うと。それについてどのような考えを本当に思っているのか。反省は反省として受け止めますけれども、やっぱりその辺について、町民は納得できないんですよ。私も確かにその取組は分かりますけれども、やっぱり町民とすればこれはなかなか受け入れがたいと、そう思っているようです。これについて何かありましたら一言。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 改めて第三者委員会の設置の目的というところをまずお話しさせていただきたいと思います。

第三者調査委員会につきましては、やはり執行機関から諮問を受けて委員会として判断、結論の方向性を合議制により示して、執行機関のほうに答申をしていただくということで、これにつきましては、全く町長の私的諮問機関ということではなくて、法的に第三者の立場を担保した、第三者で構成する審議会ということになります。

そういったところで、不祥事が起きたときのてんまつであつたりだとか、その対策、今後の方向性であつたりとかを第三者の方々に示していただいて、その答申を受けて町のほうで判断して今後の行政のほうの運営の方向性、実施等を決めていくというようなものでございます。

これにつきましては、本来、不祥事がなければ発生する費用ではないというのは重々承知しております。ここの分につきましては、大変申し訳なく思っているところでござ

います。

しかしながら、やはり今後の行政運営をするための方向性を第三者の方々に判断していただくためには、どうしても必要な費用というふうに捉えておりますので、何とぞ御理解いただけるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 最初はこの第三者委員会を立ち上げるに当たって、議員も入れてから著名人を集めてやったらどうなんだと。それを当局側は拒否されて、こういうプラスマイナスも出たりする可能性もあるので、こういう方向にやりますと。結局、金のかかるほうを選んだわけだ、今となっては。

だから、それについてはどのように考えますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 当初は議員の皆様方からの質疑等も受けて、一緒に検討して、今後の方策等を詰めていきたいというふうに考えていた第三者委員会だったんですけれども、実際にその第三者委員会を設置しようとしたときに、日弁連で出している指針がございまして、議員がその第三者委員会に入ることが適切かどうかというところについて記述がございまして、議員の皆様方は利害関係者とされるということで、第三者委員会に入るということは不適切であるといったことがございました。

そのことについても、弁護士さんのほうに確認したならば、やはり立場が違うので、第三者委員会の中に入ることはやっぱり適切ではないという判断をいただいたので、一緒に検討していくことができなくなって、弁護士と、あとは大学の先生で構成する第三者委員会の設置ということには至ったというものでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） どこに利害関係が生じるか、私とすればちょっと理解に苦しむところだけれども、本当は例えば行政、また大槌の著名人集めて、議員も入ってやって、時間はかけたくなかった。いつまで何月頃決まるのかなと思ってはいますけれども、やっぱり時間はなるべくこういうことは、みんなで何時間かかってもいいけれども、それを少ない時間でより良い意見を出しながら、本当は決めるべきだったんじゃないか、今でも私はそう思っています。

それで、第三者委員会、2度ほど見学、見学というか拝聴をしましたがけれども、何やってんだかなあと、不思議に思うところもあるしね。やっぱり町民とすれば、はっきり

したところをしていきたいと。なおかつ、最終的には今回のことについては、町長なら町長から直接広報とかそういうのに本当は謝罪文は挙げなきゃいけないと思います。その辺はきちっとけじめをつけていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私、この第三者委員会の3回目の会議を傍聴しておりました。

そこでは、2月末か3月初めまでにはまとめると、そういうことはっきりおっしゃってましたので、これ今年度中に終わると思っていましたけれども、何か発生してこのように伸びるわけですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 当初は、年度内の完結を目指していたところではございましたけれども、進めている中で日程調整であったりだとか、あとは調査する期間等も踏まえて第三者委員会を開催する日程を重ねていくと、今年度内の答申までは難しいということで、前回の第三者委員会を設置する前に先生方の話を聞いたところ、6月頃の答申になるのではないのかなという話をいただいたので、今回、一般質問での答弁の中では6月末をめどに答申をいただく予定ということで答弁させていただいているというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 3回目の委員会のときに、大体出尽くしたんじゃないかという話も私は聞いた記憶があります。

そして、その中で条例として考えなければならないのは7つある。これをどうするかを検討しなきゃならない。それ以外はそのまま遡及できるというか、そういう可能性もあるという、そういう話が出ていましたので、今年度中には終わるなと思っていたんです。

それ以外に何かあるのか、つまり残りの7つをしっかりと話し合わなければならないと思うんですけれども、この方たちにも当然お金を払ってきていただいているので、こちらのほうの第三者委員会の会議をしっかりやってほしいということは当然のことなんです。話し合いとかその計画とか、あるいは今後の日程とか、そういうものはどのようになっていますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 条例規則、公布、未公布の部分で、より検討が必要と

されている7つの条例については、町税条例等が含まれております。その部分について、現在先生のほうから当町のほうにもフィードバックがございまして、それをまた担当課のほうに、今、確認している最中という状況でもございます。

今後、3月末頃をめどに、まず第4回目等を開いて、その部分等の確認等が行われるのではないのかなというふうに考えておりまして、その後、今度は先生方のほうでまじめに入って、6月末までには答申がいただけるというような日程でお話をいただいているというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません、今後の動きについてはっきりさせていただきませんか。ずっとただずるずる延ばされているような気がします。どこまで行ったか、行くかというのはちょっと分からないので、これを工程表でもないけれども、何月何日ある程度の期間をしっかりとしてほしいと思いますが。

○議長（小松則明君） それは後日でよろしいですか。

○8番（阿部俊作君） いいです。

菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 同じ総務管理費、大槌町遊び場検討事業450万円、ここで伺いますけれども、一般質問の中でもたしかどなたか触れて説明あったと思うんですけども、改めてこれどういったメンバーで行うのか、御提示願えれば。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらの検討会に御参加いただいているメンバーということでございますけれども、公募により御応募いただいた町民の方々6名と、あと町内の教育関係、学校関係ですね、PTAさんであるとか、あと幼稚園・保育園の先生方の11名、合わせて17名の方々での構成で検討をいただいているというふうなことでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 公募で町民の方6名、それから教育関係11名、合計17名ということで、そうするとこの6名の公募で選ばれた方々というのはその世代の方なんでしょうか。いわゆる子育て世代と呼ばれる方々なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 全員ということではございませんが、公募で

ございますので関心のある方、ただ往々にしてその世代の方々が多くを占めているという内容でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私、以前から申し上げているとおり、本当にこの子育て世代って、いわゆる子育て世代と言われる方々からすれば、まさに待ちに待ったこの遊び場の整備に向けての検討なわけですよ。にもかかわらず、たったの6名、しかもその世代に寄せた、完全にその世代の方々とは言い切っていないですよ、今課長は。

そうすると、一体誰のための遊び場なんだということになっていくわけですよ。私、以前から申し上げているとおり、幅広くやはりその世代の方々からアンケートを取るべきだと思うんですよ。幅広い意見を集めて、その世代の方々の意見に沿ったものを整備していただきたいというふうに思うんですね。これがもし複合施設になるのであれば、年齢の高い方々からの意見も取りながら進めていくべきだと思うし、何となくその進め方というのが、私からすればちぐはぐというか、本当に子育て世代の意向に沿ったものが整備できるのかなという、私そういうふうに思うんですよ。

何かその辺御意見ないですか。私、ずっと前から言っていますよね、これ。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 子供の遊び場ということで検討のタイトル、子供の遊び場ということで、推進というか、進めた経緯がございませけれども、今般、やっぱり子供だけでなく住民幅広いライフステージに応じた方々の健康増進となり得ることも視野に入れた場としての整備ということで、その協働による検討結果のための検討会ということでございまして、6名の中にほとんどは子育て世代の方でございませけれども、子育てを終えられた方もいらっしゃいます。あと幅広いという意味では、教育関係の方々に入らせていただいているのは、それぞれの教育現場で子供さんとのふれあいとか、あるいは親御さんとの意見とか、その方々を通してそういった幅広い情報なり御意見をいただけるものとして、こちらのほうでお願いして、なっている11名ということでございます。そういった形で、幅広く意見を徴しながら、丁寧な検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池議員、今の……。 （「納得いかないです」の声あり） どうぞ。

○1番（菊池忠彦君） 何度も申し上げているとおり、本当にそれで子育て世代の意向をくんだものができるんですか。何度も申し上げている、これ。一般質問でもやったし、

これまでの議会でも度々あなたとこうやって対峙してお話ししている。全然分かってくれないじゃないですか。

本当の意味で子育て世代の意向に沿ったものをつくる、つくりたい、つくらなければいけないと思うのであれば、もっと子育て世代の意向に沿って、その意見を幅広く取り入れなきゃいけないと、そういうふう思うんですね。恐らく複合的なものにするんでしょうから、それは年齢の高い方々も募集をかけたというのも分かるけれども、だったらもっと人数も増やしていろんな意見に耳を傾けるべきと。だって、時間かけるんだもの。これまでだって、もう数年かかっているわけですよ、ここまで来るのに。

もう少し私は考える余地があると思います。

○議長（小松則明君） 町長お願いします。町長。

○町長（平野公三君） 菊池議員のとおりですので、今話したとおり、子育て世代も含めて広くということになりますから、アンケート調査しっかりとした形で、やはり町民の方が望むものをつくっていかなきゃならないと思いますので、担当課きちんと打合せをして今後の取組についてはしっかりと議会のほうに説明してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） すみません、そっちに飛んじやったので。

私も第三者委員会のことでちょっとお伺いします。

先ほどの総務課長の答弁を聞いているとというか、私、金崎議員が発言した内容にちょっとリンクするんですけども、議会は議員も交えた調査委員会みたいなものをつくってほしいから始まったんですよ。議会側の要望は。

そしたら、町側が第三者委員会という名を使って、それを設置したんですよ。

そのあとに、第三者委員会には議員は当事者、利害関係者になるので入れませんという話だったと記憶しています。

なので、議会が第三者委員会をつくってくれなんて言っていないんですよ。議員も交えた調査をしないと、ほかの人に任せたのでは、分かんないのではないかと、スピーディーだし、そのほうが結論が早いんじゃないか、改善策も出やすいんじゃないかと思って議員も交えた調査委員会を内部でつくったらどうだって提案したんですよ。私そうだと思っていました。

そしたら、第三者委員会という名前で設置すると。第三者委員会なんだなと思っていました。我々も不勉強だった、私も不勉強だった。

蓋を開けてみたら、弁護士先生に確認したら、第三者委員会の委員には利害関係がある議員は入れませんとなった。だから、我々はお手上げになった。

私は、それが正確な話だと思っていますが、当局はどのように捉えていますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 第三者委員会の設置の経緯ということになるんですけども、まず初めに、昨年の3月定例会の中で一般質問の中でもまず第三者委員会の設置検討してはどうだという質問がありました。

そういったところも受けて、そして、そのあと議会のほうからは意見書として、第三者委員会というところでの意見書ではなかったということは、それはそのとおりで受け止めております。

ただ、私どものほうとすれば、本件を厳密に審議して、今後の方向性を持っていくためには、専門の先生方のほうに第三者の立場で審議していただいて、町として取るべく方向性を答申として出していただければということで、第三者委員会の設置ということで進めてまいりました。

その過程の中では、まだ議会のほうで入れないというのは、実は私どものほうも認識していなかったというのは事実でございます。ここは大変本当に申し訳ないと思えます。

進める中で、何で議会の議員の方々が第三者委員会に入れないのかというところを確認すると、議会の立場というのは、行政側の立場とはやっぱり違う。行政のほうを審議する立場にあるということで、そういったところで第三者委員会の中に議会が入って調査をするのは適當ではない、議会は議会としてやはり調査をする必要があるべきだというのが弁護士先生のほうの見解だったということで、今回の第三者委員会に加わってはいないということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まさしく議論が堂々巡りになるんですよ。

だったら、第三者委員会つくろうと思った段階で、いや、第三者委員会には議員さん入れませんよと。だったら、某倫理、隣の市町村でやっているように、内部に調査委員会つくって、議員も入れて、けんけんがくがくやられたほうがよかったという話、そういうんまつですよ。

ただ、説明がこのまま放送になって住民の皆さんが見れば、議会のほうが何だ第三者

委員会、ちゃんと第三者入れてつくらなければいけないんだと。だから、その第三者という意味は、当局だけでやろうとしたから議員も入れてくださいよという話からなんですよ。それが正確に伝わっていないと、時間のかかる、お金のかかるものが設置されて、議員がそれを追従しているような見方をされると、非常に本旨ではないんだろうなというふうに思いますので、改めて、今のようなことを申し上げました。そうじゃないと誤解を招く。

もう一つ、多額の費用がかかっている件について、歳出があるので歳入をどう手当てするかなので、こういう措置をしているんですけども、結論が出た後に、職員の処分、特別職の処分が決まるじゃないですか、お金の面で。

そしたら、これに補填するという形なんですか。役場のお金の動きとして、これはこれなんだけれども、罰は罰で受けたものは別な収入になるという数字のつくりなのか、この720万円相当を埋めていくようなものになるのか、そこら辺ちょっと役場の財政的な動き、ちょっと私把握していませんけれども、つくりとすればどのようになるんですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今の段階では、今回の第三者委員会にかかる費用について、該当する職員のほうからの補填というのは考えてはおりません。

○議長（小松則明君） 芳賀議員、立ってから。回数には入れませんので、もう一度。

○13番（芳賀 潤君） 罰を受けてというよりは、懲戒処分になるじゃないですか。減給だとか何とかって、お金が出てくるじゃないですか。特別職も報酬を、例えばカットするとお金が積算になりますよね。例えばこれが300万円という数字になったときに、720万円と相殺して、第三者事業には420万円しかかかりませんでしたというてんまつになるのか、それとも第三者事業をあくまでも700万円で、別の懲戒処分で別な歳入として受けるのかということを知っているんです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 一つは、結論から言うと、今回の様々な費用と、懲戒にかかる、懲戒というのは職員ですから、3役、2役含めての部分は別途になりますから、とにかく支出は支出になります。それを補填するという考えは全くありません。

ただ、金額が出てくることにはなるとは思いますが、また、懲戒処分というのは規定がありますので、規定に従ってやりますから、芳賀議員お話があったとおり、懲戒には

戒告、減給、停職、免職と4つあります。そのどれに当たるかで全然違ってきますので、この案件をマニュアル含めて規定にありますから、それを踏まえて判断をします。これは懲戒の委員会でございます。これは、今回、職員が入っていて、関係者もあるので、それは第三者、弁護士先生入れてやることになろうと思います。

ですから、結論が出て、どういう形で処分するか、先は見えません。見えません。さっき言ったとおりの懲戒の部分ですから、4つのどれかになると思いますが、どの位置になるか分かりません。

ですから、戒告になればもちろん直接的に減給されるわけではございませんが、ボーナス部分、ボーナス分、あとは、退職・年金に全部かかって、そうなった場合の全部影響が出てくるのは事実です。

そして、私たち3役含めて、役職は特別職ですので、懲戒処分には関係ございませんけれども、自らその部分は必要とあれば減額なりしながら進めます。

それはそれとして、だから、700万円の支出が出るということと、減額した様々なことは、相殺するという形はなりません。見方とすれば確かにそういう見方はありますが、厳格にはそれを補填するからあと何日だということにはならないと思います。

しかしながら、やはりこういう形になっていることは十分承知をしていますので、十分町民の方々の声、様々一般質問出ていますから、それは十分に私たちは考えなきゃならないと思います。

また、付け加えますが、今回の第三者委員会については、実はこれを第三者委員会を動かすところが総務課なんです。総務課が本来は、他の課であれば総務課が運営をしてやらなきゃならないんですが、自分ではできない、透明性とか客観性を持ってないということですので、これを別な機関に委託をしたという形になりますので、第三者委員会がイコール全体的にお金がかかるのではなくて、しっかりと委員の報酬、あとは旅費という形で計上することも可能であるということは付け加えたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 3回目です。

私もこの件があったときに、全国の自治体の行政職員の不祥事に係るこういう費用の在り方について調査しました。そしたら、全国の町村の中にやはりお金の話で今の、単純にお金の話だけで申し上げますけれども、これを町民の税金から負担することというのは、道義的にやはりなかなか理解が得られないだろうということで、その費用の全額

ではなかったと思いますけれども、相当分を特別職が返納したり、町職員が出し合ったりとかというような事例もありました。

なんでこういうふうに言うかという、直接町民は絡んでいないんですよ、そこなんです、理解が苦しいというのは。だから、まだ答申も結果も出ていないので、今ここで額の話はしませんけれども、そういうような最終的な結論に至らないと到底納得いくものではないというのは、各議員が思っていることなんだと思います。その点について十分承知をしておきながら、最後のてんまつをきちっと報告をしていただきたい。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正、変更。進行いたします。

7ページ。廃止。進行いたします。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正、変更。進行いたします。

11ページをお開きください。

歳入。

1款町税1項町民税。進行いたします。

2項固定資産税。進行いたします。

3項軽自動車税。進行いたします。

4項町たばこ税。進行いたします。

3款利子割交付金1項利子割交付金。進行いたします。

4款配当割交付金1項配当割交付金。進行いたします。

12ページです。

7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金。進行いたします。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

13款使用料及び手数料1項使用料。進行いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。

14ページに入ります。

2 項県補助金。進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

16 款財産収入 2 項財産売払収入。進行いたします。

17 款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

18 款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

19 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

20 款諸収入 1 項雑入。進行いたします。

21 款町債 1 項町債。進行いたします。

歳入を終わります。歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行いたします。

18 ページ。

2 項徴税費。進行いたします。

3 項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

7 項地方創生費。進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。

20 ページに入ります。

2 項児童福祉費。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。東梅 守君。

○7 番（東梅 守君） 保健衛生費のところでお尋ねをいたします。

新型コロナワクチン接種についてなんですけれども、今後の方向として、現在恐らく打っている人で 5 回目あたりまでワクチン接種終えているかと思うんですが、この 5 回目を最初に打ったときから間もなく半年ぐらいになろうかと思うんですが、この 6 回目の接種というのは予定されているのかどうなのか、今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在令和 5 年度においては、あと 1 回接種をするであろうという方針であります、先日、国のほうといたしましては、令和 5 年度は年 2 回、春と秋にワクチンを接種する方向で今、話を進めているところであります。

春の接種につきましては、65歳以上の高齢の方、あるいは12歳以上で基礎疾患を有している方が対象となりますし、秋は一応12歳以上の方全てというところが現時点で検討されていることであり、まだ決定はされていないところであります。

接種時期につきましては、まだ詳細な部分は設定されておりませんので、分かり次第、接種の方法等も含めて今後検討していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費 1項農業費。進行いたします。

2項林業費。

22ページに入ります。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費 1項商工費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 委託料の地域力創造アドバイザー業務委託料580万円減額していただきますけれども、この業務委託というのは、地域が総がかりで取り組むべき人づくりですね、それから教育を軸としたまちづくりを目的とした事業だと私は認識しているんですが、この580万円減額したその理由というのはどんな理由なんですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

この地域創造アドバイザー業務事業というのは、実は総務省が特別交付税を560万円、全額10分の10、100%、20万円は単独費で、超えるような形で予算措置したわけがございますけれども、本年度本来であれば復興庁の土地活用ハンズオン支援事業のような、要は町を活性化させるような、それから空き地の活用させるような事業を、本来こちらのほうの事業でやる予定だったんですが、復興庁の事業に採択されましたので、こちらの事業も国の事業で100%事業でございましたので、こちらのほうは実行しないで不用額というか、減額したという次第でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） せっかく当初予算で獲得した予算だったので、実行していただければと思ったんですけれども、何でこういう質問しようかということが、この事業が総務省の事業ということ、それは分かりました。

しかし、不登校の対応について私も一般質問をさせていただきました。この予算の使い方がかなり難しいのは私も理解しておりますが、教育を軸にしたまちづくりを目的とした業務委託と認識していますので、減額せずにこの不登校児童生徒のほうに活用していただければありがたいなど、そのように感じた次第です。

コメントがあればよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） こちらは事業ですね、臼澤議員、総務省のホームページ御覧になりましたでしょうか。（「はい」の声あり）

アドバイザー事業でございまして、そのアドバイザーに沿って、例えばどの委託事業をやってもいいというわけではないので、どちらかというと、何ていうんですかね、地域の課題に対してそのアドバイザーとマッチングして事業展開する事業でございまして、確かに不登校の問題とかも使えると思うんですが、私、今、商工費の7款にこれ計上してございましたので、あくまでも今後、教育委員会等がその問題については対処するのではないかなと思いますが、あくまでも7款の商工費で不登校対策をすることはちょっとできませんので、申し訳ございませんが。

ということで、今回減額したという次第でございまして。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 実は課長、私も重々理解して手を挙げた次第です。

せっかくの予算を計上したのであれば、きっちりとした根拠のある予算ですので、町の役場の中で検討しながら、予算執行に当たってほしいなど、そうお願いをしながら手を挙げた次第です。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。

24ページに入ります。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

12款公債費 1項公債費。進行いたします。

26ページ。

15款復興費 1項復興総務費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 復興費について、ちょっと辺りの近隣市町を見たときに、主要道路から電信柱がなくなっている。町長、分かりませんか。

私は以前、このまちをつくるとき電信柱は不要なんだと、2列目か3列目からやるべきなんだと言ったとき、それは町としてのまなかつたんですけれども、今は例えば釜石に行くとき、鶴住居の主要道路には電信柱がない。それだけ町並みがきれいに見える、整然として。

私はだから、復興の最初るときからそれを言ったんですけれども、取り入れることが行政側は取らなかったから電信柱のまちになったと。よそのまちでこの電信柱を取り外していることについて、復興のほうはどのように考えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 復興事業において、区画整理事業と電柱、電信柱とかがあるないというところは、すみません。

電柱の管理者というのが電力さんになりますので、電力さんの意向も確認しながら進めていくといったところで、その中で当町については、現状の電柱で進めるということを進めた経緯があるというふうに記憶しております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） はっきり分かったように分からないようで。

いずれにしても、まちをマイナスからやるんだということで始めたんですけれども、そのときはいろんな方向でこの主要、真っすぐな道路を利用できるから電信柱はなるべくつけないほうがいいんだと。水銀灯だけでいいんじゃないかという話までしました。

けども、それを取り入れないで電信柱つけたと。よその町では何で電信柱ないか、今度調べてから、よその町で例えば取っているんだもの、実際。電信柱を外して、制御盤みたいなやつが脇についているんだよ。そして、電信柱がなくなったわけ。そしたら、鶴住居だけじゃない。北のほうでもやっている。

だから、それについてやっぱり私は最初から不必要だと思ったけれども、取り入れられなかったから。いずれにしてもよその町でそのようにしてすごく通りの見通しがいいんですよ。

何かがあったときは、電信柱が倒れたことによって交通も遮断するし、その辺も考えながらよその町は何でこのようにしたのかというのを調べながら、これについて取り組んでいただきたいと、そう思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まちづくりの防災ということで、やっぱり電信柱等、これは当町の場合はかさ上げして、地震が来れば液状化が間違いなく出そうな状況に思います。

そういうことで、今後の災害対策としてしっかりそういう復興の面でも考えておかなければならないと思います。今こうなった分をどうこうとは言いませんけれども、今後の防災の在り方をしっかり検討していただきたい。そういうこともあるんだよということ、いかがですか、まず、取りあえず。

○議長（小松則明君） 少し議員の皆様には議長から話しておきます。

各議員が言ったものに対しての上乗せの再質問は駄目ということで、今の俊作議員の質問は却下いたします。申し訳ありません。

防災という面の話で再度。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 復興交付金の使い方ということで、ここの中で防災という、この津波にあつてのまちづくり、そうした中で復興交付金等を使ってこのまちをつくってきた。さらに、防災を考えてしっかりしたまちづくりの計画をとということを申し上げているわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 御苦労さまです。

東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この返還金なんですが、先日、臼澤の人道橋が完成してもう使えるようになったということで、まずあれが復興事業の最後のハード事業という捉え方でございました。

これまでかなりのお金が大槌町に来て復興事業がなったんですが、その中で、来たお金を町の基金にストックして出しながらこの事業を進めていきましたよね。

町の基金は今二十四、五あって、全部合わせると、全部ですよ、全部合わせると160億円ぐらいのお金があります。その中で、この復興にかかるお金もある部分にストック

されていたんですが、今回この1億200万円が返還されるわけですが、あと、まだ返還があるのか、あるいはもう国にはもうこれで最後なのかというところを、やはり教えていただかなければ160億円基金があるけれども、まだまだその部分を使って国に返さなければいけないというのが我々も知らなければ、暗に事業をやれとか、この事業をやれとかという要望もできないわけですから、そういう部分をまず今回の返還金を含めた中でちょっと説明していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 復興交付金の事業についてです。

この3月に、この間、開通した白澤人道橋の事業の精算で、今回、全ての復興交付金の事業の金額が確定いたしましたので、これを返還するものになります。

です、もうほかに復興交付金事業の返すお金というのはこれで終わりになります。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 東梅議員の質問にお答えいたします。

復興交付金ということは、今、地域整備課長が答弁したように、これで終了なんです、復興事業を進めるに当たって復興交付金のほかに復興特別交付税という交付税を頂いております。その精算を、今、進めているところでありますが、概算での金額になりますが、来年度での補正の対応を予定しております。まだ県、国とのやり取りが確定しておりませんので、約15億円程度の返還が発生する見込みであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 返還金に絡めてなんです、単純に目的があって事業申請して、採択になって残だから返さなきゃならないというふうなのは、理屈は分かるんですよ。ただ、道義的にまだ復興でやってほしいものもあったのに返すのは残念だなという思いから皆さんが聞いているんですよ。

今、財政課長がちょっと勇み足的に特別交付税の話もしたからなんですけれども、結局、我々も理解しなくちゃいけないのが、そういう目的があって交付されているから目的外に使用しては駄目だというルールがあったり、精算を精算でやらないと返さなきゃならないから、残っているから新たな目的で復興絡みでね、復興絡みで理屈をつけたとしてもそれは認められないお金なんですよというふうに答弁していただければ、返さないでこれさ使ってけろやっという話は今後出ないと思うんですよ。そこら辺はどうか、特に特別交付税は。こっちの精算はいいにしてもね。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 芳賀議員の御質問にお答えいたします。

復興の特別交付税は、復興交付金事業のそのものに対しての頂いているお金なので、復興交付金事業が精査になって縮小になれば、それに紐づいて返還が生じるという内容でありますので、あくまでも本体のほうの交付金事業、これに基づくものであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もっとシンプルにお答えください。聞いている人が分かりやすいように。

なので、返すというのがもったいないのではなくて、精算が確定したので返さなければならぬお金なので、他に流用はできないということによろしいんですか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

芳賀議員のおっしゃるとおりであります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

芳賀議員も少しかぶるところがありましたので、次、気をつけてください。次は却下しますので。

2項復興推進費。進行いたします。

12款復興支援費。終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第17号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第18号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第18号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第18号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款 1 項国民健康保険税、補正額1,245万6,000円の減は、今年度決算見込みによるものでございます。

9 款 1 項繰越金、補正額8,051万7,000円の増は、前年度繰越金であります。

2 ページを御覧ください。

歳出。

2 款保険給付費 2 項高額療養費、補正額4,632万9,000円の増は、今年度実績見込みに伴う増額であります。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、補正額2,173万2,000円の増は、保険給付費等交付金過年度分の精算に伴う増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,806万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億119万6,000円とする補正になります。

以上、御審議お願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6 ページをお開きください。

歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第18号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第19号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第19号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第19号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款保険料1 項介護保険料、補正額13万7,000円の増は、今年度保険料特別徴収分の今年度事業実績見込みによるものであります。

3 款国庫支出金2 項国庫補助金、補正額23万1,000円の増は、地域支援事業交付金の今年度実績見込みによるものであります。

5 款県支出金3 項県補助金、補正額11万6,000円の増は、地域支援事業交付金の今年度実績見込みによるものであります。

7 款繰入金1 項一般会計繰入金、補正額71万6,000円の増は、地域支援事業及び事務事業費の増によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出。

4 款地域支援事業費3 項包括的支援事業（任意事業費）、補正額60万円の増は、事務事業費の増によるものであります。

5 款1 項介護予防支援事業費、補正額60万円の増は、事務事業費の増によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,795万2,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページをお開きください。

歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第19号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。押し忘れはございませんか。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第20号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第20号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第20号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,196万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額737万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,157万5,000円、過年度分損益勘定留保資金5,300万9,000円で補填するものとするに改める。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額1,770万6,000円の減。計8,418万7,000円。

第1項企業債、補正予定額940万円の減は、主に排水管布設工事に関わる詳細設計業務委託料の減額であります。

第2項補助金、補正予定額70万3,000円の減は、主に水道施設耐震化等推進事業費補助金の減額であります。

第4項負担金、補正予定額160万3,000円の減は、主に消火栓設置負担金の減額によるものであります。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額828万6,000円の減。計1億9,614万9,000円。

第1項建設改良費、補正予定額842万9,000円の減は、詳細設計業務委託料及び工事請負費の実施精査に伴う減額であります。

第2項企業債償還金、補正予定額14万3,000円の増は、財政融資資金の確定に伴う増額であります。

第4条予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業。補正前の限度額7,000万円を補正後は940万円減額して、限度額を6,060万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第4条予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額7,351万3,000円を、7,191万円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

1ページをお開きください。

第3条企業債。

4ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。4ページ、5ページ全部。進行いたします。

6ページ。

令和4年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。6ページと7ページです。進行いたします。

8ページ。

令和4年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行いたします。

9ページ。

負債の部。

10ページ。

資本の部。進行いたします。

収入。資本的収入及び支出。一括します。進行いたします。

12ページ。

支出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第20号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第21号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第21号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第21号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条令和4年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額171万4,000円の減。計7億4,570万円。

第1項営業収益、補正予定額151万8,000円の減は、公共下水道使用料及び他会計負担金の減額であります。

第2項営業外収益、補正予定額19万6,000円の減は、他会計補助金の減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額516万円の減。計2億315万6,000円。

第1項営業収益、補正予定額294万4,000円の減は、漁業集落排水使用料の減額によるものであります。

第2項営業外収益、補正予定額221万6,000円の減は、他会計補助金の減額であります。支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額171万4,000円の減。計7億5,090万円。

第1項営業費用、補正予定額171万4,000円の減は、主に施設維持管理業務委託料の減額によるものであります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額516万円の減。計2億315万6,000円。

第1項営業費用、補正予定額516万円の減は、主に施設維持管理業務委託料及び人件費の減額によるものであります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

また、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,520万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,222万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億298万7,000円で補填するものにするに改める。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額2,264万円の減。計2億9,978万5,000円。

第1項企業債、補正予定額1,100万円の減は、建設企業債の減額であります。

第2項補助金、補正予定額1,057万1,000円の減は、国庫補助金の減額であります。

第3項出資金、補正予定額46万円の増は、他会計出資金の増額であります。

第4項負担金、補正予定額152万9,000円の減は、受益者負担金及び他会計負担金の減額であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、補正予定額2,264万円の減。計4億6,565万5,000円。

第1項建設改良費、補正予定額2,264万円の減は、詳細設計業務委託料及び工事請負費の実施精査に伴う減額であります。

第4条予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、下水道事業債（公共下水道事業）、補正前の限度額1億3,650万円を補正後は1,100万円減額して、限度額を1億2,550万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費2,964万4,000円を2,614万4,000円に改めるものであります。

第6条予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額9,061万9,000円を8,820万7,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページ。

第4条企業債。進行いたします。

8ページをお開きください。

令和4年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。8ページ、9ページ全部でございます。進行いたします。

10ページ。

令和4年度大槌町下水道事業予定損益計算書。10ページ、11ページです。進行いたします。

12ページ。

令和4年度大槌町下水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行いたします。

13ページ。

負債の部。進行いたします。

14ページ。

資本の部。

16ページをお開きください。

収入。収益的収入及び支出。16ページ、全部。

17ページ、全部。進行いたします。

18ページに移ります。

支出。18ページ全部でございます。進行いたします。

19ページ。

収入。資本的収入及び支出。一括します。20ページ上段まで。進行いたします。

21ページ。

支出。

1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第21号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第22号 令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第22 議案第23号 令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第23 議案第24号 令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第24 議案第25号 令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第25 議案第26号 令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第26 議案第27号 令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第26、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、

委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 2時36分